

6月定例会の概要



令和8年第3回6月定例会は、6月1日から6月17日までの17日間の会期で行われ、市長提案議案10件、陳情1件、議員提出議案3件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

- ① 主な改正内容については、①ふるさと納税の特例控除額について、令和9年の寄附分から、新たに193万円を上限に設定される。これにより、特例控除額の控除限度額は、個人住民税所得割額の2割、もしくは193万円のどちらか低い額となる。
- ② 公的年金受給者の申告手続きが簡略される。公的年金受給額が、65歳未満155万円以上、65歳以上205万円以上の方は確定申告が不要となる。
- ③ セルフメディケーション税制の適用期限が撤廃され

第41号 市税条例の 一部改正について

地方税法の一部改正に伴う改正であり、①寄附金税額控除に係る定額限度額の新設②公的年金受給者の市民税申告の改正③医療費控除の特例の改正④住宅借入金等特別控除の期限延長⑤暗号資産に係る課税特例⑥固定資産税の免税点の改正について所要の改正をするもの。

- ④ 住宅借入金等特別控除の適用期限が、令和12年12月31日まで延長される。
- ⑤ 暗号資産関連の課税方法が変更される。これまで雑所得として取り扱われていたが、改正後は申告分離課税方式が導入され、税率は所得税15%、住民税5%の計20%となる。
- ⑥ 固定資産税における家屋及び償却資産の免税点が引き上げられる。家屋が20万円未満から30万円未満、償却資産が150万円未満から180万円未満へ変更となる。

など 13議案を議決

市税条例の一部改正／国保税条例の一部改正

広報広聴委員会を新設

～市民の声を市政に、議会の情報を市民へ～



左から：石橋浩人委員、菊地清次委員、根岸利宗委員長、只野敬三副委員長、高橋利宗委員、愛澤俊行委員

本市議会の広報広聴活動を充実させるため、広報広聴委員会を設置しました。

これまで相馬市議会では、広報分野における「議会だより編集委員会」、広聴活動における「議会報告検討会」と、それぞれの役割に分かれて活動してきました。

これらを統合することで、より機動的な情報発信を実現し、市民の参画をさらに強化することを目指してまいります。

今後は、より一層市民の皆さまと意見を交わしながら、ともに良い相馬市を目指して取り組んでまいります。

【広報広聴委員会の所管事務】

- ① 議会だよりの編集と発行に関すること。
- ② 議会報告と意見交換の企画及び運営に関すること。
- ③ 公式ホームページ、SNSなどによる情報発信に関すること。
- ④ その他議会の広報・広聴に関すること。